

**注意喚起****「消費生活センター」をかたる電話にご注意ください！**

11 月下旬から、県の消費生活センターをかたって「投資の被害を取り戻せる」等の電話があったとの相談が寄せられています。  
トラブル未然防止の為に注意喚起します。

## &lt;相談事例&gt;

以前に投資被害にあったことがあり、誰にも話していないのに、県消費生活センターを名乗る男性から「被害を取り戻すことができる」と数回電話があった。不審なので確認したい。

**【対処法】**

- ・ 県消費生活センターや公的機関が、相談をしたことのない人に対して、被害の救済や被害防止などで電話や訪問により、過去の契約内容について問合せすることは絶対にありません。
- ・ また、県消費生活センターや公的機関が、被害の救済や被害防止のための手数料等のお金を要求することもあります。
- ・ このような電話があった場合には、  
相手の話に応じて過去の契約被害や口座番号などの個人情報を絶対に伝えないでください。  
県消費生活センターや最寄りの市町村消費生活相談窓口にご一報ください。

不審な電話や訪問などを受けたら消費生活センターへ  
県消費生活センター(富山) (076)432-9233  
県消費生活センター(高岡支所) (0766)25-2777